第5章 韓国政府における伝統武芸振興法の制定

2008年3月28日、韓国で「伝統武芸振興法」(法律第9006号:以下、武芸振興法)と いう法律が制定された。法文は全6条で構成された短いものであるが、これまでになかっ た伝統武芸を政府の次元で中長期的に保存・育成することを目的とした初めての法律であ った。

韓国の武芸にとって意味深いこの法律の提案理由については伝統武芸振興法の提案書に 「伝統武芸はこれまで多くの戦乱において国を守り、民族を統合させた護国精神と民族精 気を多分に含む伝統文化であるにも関わらず、近年西洋からもたらされたスポーツ文化に 凌駕され、放置されている状態にある。それ故、伝統武芸は我々の文化遺産として保存・ 継承するべきであり、伝統武芸の振興のため国や地方自治団体による支援の法的根拠を作 って、我々の伝統文化を取り戻し、さらに国民の健康増進と文化生活向上及び文化国家建 設に寄与したい1」と書かれている。

韓国の伝統文化である武芸を保存・継承するための支援の根拠を創りたいという意図で あった。

法案提出の背景となった韓国武芸の一般的な状況については次のようである. 韓国では、 2007年ごろまで武芸に対する政府からの特別な扱いはなかった。 むしろ、武芸は体育とス ポーツの枠の中で扱われていたのであり、振興法で言う民族文化や伝統文化として捉える 動きはほとんど見られなかった2。そして、さまざまな種目の団体に対して、政府はもちろ ん民間の方でも、これをまとめる動きはなく、日本の「日本武道館」あるいは「日本古武 道振興会」などといった統括する機関も存在しなかった。

¹ イ シジョン、伝統武芸振興法案 議案番号 2907、文化体育観光部、2005

² キム チャンヨン、楊鎮芳、ホ コンシク、「武術, 武芸, 武道の用語正立のための課題」、龍仁大学校武道研究誌、 12(1):61~73, 2001

[「]我々の社会ではマーシャル・アーツに対する関心はまだ周辺的で制限的である・・・制限的というのは、武術、武芸、 武道に関する研究を重要と認識する者がきわめて少ないという意味である・・・周辺的というのは、武術、武芸、武道 に関する研究は体育界および体育学界、そして韓国学また伝統文化の領域では中心テーマとして扱われていないという 意味である」という指摘がある。

さらに、現在の韓国の武芸状況については第1章で説明しているように、年々新しい武芸団体の誕生による量的増加は目に見えるものであるが、それに伴う根拠のない秘伝性の主張、修練体系のない哲学化、外来武芸の無分別な受容、商業化などは問題として指摘される。

こうした混乱する状況の中、武芸種目とその団体に対する支援、それに韓国の武芸に概念化をもたらす「伝統武芸振興法」が提出されたのである。

本章は、韓国で行われる新旧の多彩な武芸に対して、政府が"伝統武芸"という新しい概念を導入することで独自の価値基準と社会的位置づけをもたらすことになった伝統武芸振興法を取り上げ、その発議から施行までを再構成しようとしている。

法案提出から制定までは新聞などのメディアでほとんど報道されておらず(中央日報; 朝鮮日報; 東亜日報; 韓国日報; 文化日報; 京郷新聞; 日刊スポーツ; スポーツ朝鮮; スポーツ Seoul; スポーツ Today; スポーツ韓国; スポーツ東亜; スポーツカン)、その経緯を分析する研究はわずかである3。

第1節 国会における「伝統武芸振興法」の採択過程

1.「伝統武術振興法」から「伝統武芸振興法」へ

法案が初めて国会で発議されたのは 2004 年である. 国会議員であるイ シゾンらが伝統 武術の保存と振興を目的にする伝統武術振興法を発議したのである。

しかし、「法案の審議過程で伝統武術の指定と関連して一部の伝統武術団体が激しい反対活動をおこし、また文化財保護法と抵触する問題も指摘され、同法案の発議議員自らが法案撤回を申し出た(2005 年 10 月 11 日)4」。そして、その後「撤回した法案の問題点を解決して再び、翌 10 月 12 日に伝統武芸振興法案として提出する5」ことになった。

³ イゼハク、「韓国武道の近代的変遷過程に関する研究」、 龍仁大学校大学院博士論文、2005

ホコンシク、「伝統武芸振興法の法理解釈と展望」、 大韓武道学会誌、10(1):41-56、2008

⁴ 国会文化観光委員会、「伝統武芸振興法案 検討報告書」、文化体育観光部、2005

⁵ 国会文化観光委員会、前掲書、p.16

次の〈表 5〉は武術振興法と武芸振興法の内容を要約比較したものである。

区分	伝統武術振興法案(撤回) 〈2005.10.11〉	伝統武芸振興法案(発議) 〈2005.10.12〉
目的	「伝統武術の保存・振興」	「伝統武芸の <u>振興</u> 」
振興対象	「伝統 <u>武術</u> 」	「伝統武芸」
機構新設	「 <u>伝統武術審議委員会</u> 」 「文化観光部長官に <u>所属</u> 」	「 <u>韓国伝統武芸振興会</u> 」 「文化観光部長官が <u>認可</u> 」
重要機能	・「伝統武術の指定と解題」 ・「伝統武術団体の認定とその解題」 ・「伝統武術保存・振興基本計画の樹立」 ・「伝統武術保存・振興の研究・ 調査」 ・「伝統武術指導者の教育・養成」	・「伝統武芸に関する基本計画 及び細部施行計画の樹立の ための資料の調査・研究」 ・「基本計画及び細部施行計 画に従う事業の執行」
振興法の 為の基本 計画樹立 (文化観 光部)	・「伝統武術の保存及び振興の基本方向」 ・「伝統武術の保存及び振興、調査・研究」 ・「伝統武術団体に対する支援」 ・「伝統武術関連資料の収集」 ・「伝統武術指導者の教育・養成」 ・「伝統武術の国際交流・協力及び国際行事開催」 ・「伝統武術振興に必要な財源の確保及び効率的な運用法案」	・「伝統武芸振興の基本方向」 ・「伝統武芸の調査・研究」 ・「伝統武芸育成種目の指定及 び支援」 ・「伝統武芸指導者の教育・養 成」 ・「伝統武芸の交流・協力及び 大会開催」 ・「伝統武芸の国際的交流・協 力及び大会開催」 ・「伝統武芸振興に必要な財源 の確保及び効率的な運用法 案」
指定及び団体認定	・「文化観光部長官が審議議院会 の審議を通じて伝統武術指定 及び伝統武術団体認定を行う」	なし
指導者	・「伝統武術団体の推薦を受け、文 化観光部令が定めた所定の教 育と検定試験に合格した者」	・「学校,職場,地域社会などで 伝統武芸を指導する者とし て,大統領が定めた所定の 教育と検定試験に合格した 者」
国庫支援	・「伝統武術団体に対する国庫支援」	・「韓国伝統武芸振興会及び傘 下団体に対する国庫支援」

〈表 5〉伝統武術振興法と伝統武芸振興法の比較

国会文化観光委員会『伝統武芸振興法案検討報告書』、2005年11月

このように武術振興法と武芸振興法の間にはいくつかの違いが見られる。

1つ目は「伝統武術」を「伝統武芸」に名称変更したことである。

『伝統武芸振興法案検討報告書』には、「わが国では、武術は中国式用語、武芸は韓国式用語、武道は日本式用語として一般的に理解するが、武術、武芸、武道という3つの概念はそれぞれ発展の段階に対応しており、つまり実用的目的だけを重視する『術』から、技のための技の追求或いは技の極致を追求する『芸』へ、そして技を通じて哲学的精神を追求する『道』に至るとするのが一般的な見解6」であると示されている。

そして、「わが国の場合は、『武芸』という用語によって『伝統体育』の一つの形態である『武芸活動』を表すことで、日本や中国のものとは区別される独自性が確保できる7」と評価し、伝統武芸という言葉の適切性を表した。

2 つ目は法案の制定目的から"保存"という用語が削除された。これは現行の法律では 伝統文化の保存は「文化財保護法」がこれに当たるため、文化財保護法との抵触を避ける ための措置であった。

3 つ目は「韓国伝統武芸振興会」の設立である。まだ武芸団体に対する客観的な基準がない状況の中では「国家的次元の伝統武術の指定や伝統武術団体認定制度の導入は、伝統武術種目間の葛藤や分裂を増幅する恐れがある8」として、この項目を削除したのである。

しかし、代わりに「民間機構の性格をもつ韓国伝統武芸振興会を新しく設けることによって、伝統武芸団体の自律的な活動は保証しながら、これに必要な経費を国また地方自治体が支援できるようにした⁹」のである。さらにこの姿勢は国庫支援の項目にも現われ、国による直接的な支援ではなく、韓国伝統武芸振興会やその参加団体に支援する方向を決め、これから生じる混乱を避けようとしたのであった。

2. 伝統武芸振興法の制定へ

2005年10月、再び発議された武芸振興法は、同年11月17日、第256回国会(定期会)

7 国会文化観光委員会、同書、p.22

-

⁶ 国会文化観光委員会、同書、p.22

⁸ 国会文化観光委員会、同書、p.18

⁹ 国会文化観光委員会、同書、p.19

第 13 次文化観光委員会に上程され提案理由の説明のあと審議が行われた。そして、法案審査小委員会に回付された。その後、2008年2月22日、第271回国会(臨時会)で第1次法案審査小委員会と第5次文化観光委員会から修正可決という結果を得た。

そして、同年3月28日、法律第9006号として「伝統武芸振興法」が制定された。 〈表6〉は武芸振興法の2005年の原案と2008年の修正可決案を比較したものである。

原案(2005年)

第1条(目的)

「この法は文化的価値がある伝統武芸を振興して、国民の健康増進と文化生活向上及び文化国家建設に寄与することを目的とする」

第2条(定義)

「この法で使用する用語の定義は以下のようである」

- 1. 「『伝統武芸』というのは、国内で 自生して体系化したか、外部から 輸入されて国内で独創的に定型 化・体系化された武的功法、 技 法、格闘体系として、国家的次元 で振興すべき伝統的・文化的価値 があると認められる武芸をいう」
- 2. 「『伝統武芸指導者』というのは、 学校、職場、地域社会などで伝統 武芸を<u>指導する</u>人をいう」

第3条「国家及び地方自治団体の責務」

- ①「国家及び地方自治団体は伝統武芸 の振興のため各種の施策を樹立・ 施行しなければならない」
- ②「国家及び地方自治団体は国民の自発的な伝統武芸活動を奨励・保護及び育成し、そのために必要な施設の設置、人材と組織の確保及び予算の支援などの助成をしなければならない」

修正案(2008年)

第1条(目的)

「この法は文化的価値がある伝統武芸 を振興して、国民の健康増進と文化生 活向上及び文化国家建設に寄与する ことを目的とする」

第2条(定義)

「この法で使用する用語の定義は以下 のようである」

- 1.「『伝統武芸』<u>(文化財保護法に従って重要無形文化財に指定された武芸種目を含む)</u>というのは、国内で自生して体系化したか、外部から輸入されて国内で独創的に定型化・体系化された武的功法、技法、格闘体系として、国家的次元で振興すべき伝統的・文化的価値があると認められるものをいう」
- 2.「『伝統武芸指導』というのは、学校、職場、地域社会などで伝統武芸を教える人をいう」

第3条「伝統武芸振興の基本計画樹立など」

- ①「文化体育観光部長官は伝統武芸の 体系的保存及び振興のため、伝統武 芸に関する総合的基本計画(以下、 基本計画)を樹立・施行しなければ ならない」
- ②「第1項の基本計画には次の各号の 事項が含まれる」
- 1. 「伝統武芸振興の基本方向」
- 2. 「伝統武芸振興のための調査・研究などに関する事項」
- 3. 「伝統武芸育成種目の指定及び支援 に関する事項」
- 4. 「伝統武芸指導者の教育・養成に関する事項」
- 5. 「伝統武芸の交流・協力及び大会開

- 催などに関する事項」
- 6. 「伝統武芸振興に必要な財源の確保 及び効率的な運用法案に関する事 項」
- 7. 「その他、伝統武芸振興のために必要な事項として大統領令で定める事項」

第4条「伝統武芸振興の基本計画樹立など」

- ①「文化観光部長官は伝統武芸の体系 的な保存及び振興のため伝統武芸 に関する総合的・中長期的な基本 計画(以下「基本計画」)と細部施 行計画を樹立・施行しなければな らない」
- ②「第1項の基本計画及び細部施行計 画には次の各項の事項が含まれる」
- 1. 「伝統武芸振興の基本方向」
- 2. 「伝統武芸振興のための調査・研究などに関する事項」
- 3. 「伝統武芸育成のための種目指定 及び支援に関する事項」
- 4. 「伝統武芸指導者の教育・養成に 関する事項」
- 5. 「伝統武芸の交流・協力及び大会開催などに関する事項」
- 6. 「伝統武芸の国際的な交流・協力 及び大会開催などに関する事項」
- 7. 「伝統武芸振興の為の必要な財源 の確保及び効率的な運用法案に 関する事項」
- 8. 「その他, 伝統武芸振興のために 必要な事項として大統領令で定 める事項」

第4条「国家及び地方自治団体の責務」

- ①「国家及び地方自治団体は基本計画 に従って、伝統武芸の振興のため各 種施策を樹立・施行しなければなら ない」
- ②「国家及び地方自治団体は国民の自発的な伝統武芸活動を奨励・保護および育成し、そのために必要な施設の設置、人材と組織の確保及び予算の支援などの助成をするべきである」

第5条「伝統武芸指導者育成」

- ①「文化観光部長官は伝統武芸振興の ため伝統武芸指導者の養成と資質 向上のため必要な施策を講じなけ ればならない」
- ②「伝統武芸指導者の種類・等級・資格基準・研修・検定及び資格付与などに関して必要な事項は大統領令で定める」

第6条「韓国伝統武芸振興会の設立」

①「伝統武芸振興活動に関する次の各項の事業のため文化観光部長官の 認可を受け韓国伝統武芸振興会

第5条「伝統武芸団体の育成」

「国家及び地方自治団体は、伝統武芸 振興のため伝統武芸団体を育成・支援 しなければならない」

第6条「伝統武芸指導者育成」

①「文化体育観光部長官は伝統武芸の 振興のため、伝統武芸指導者の養成 と資質向上のため必要な施策を講 (以下、振興会)を設立する」

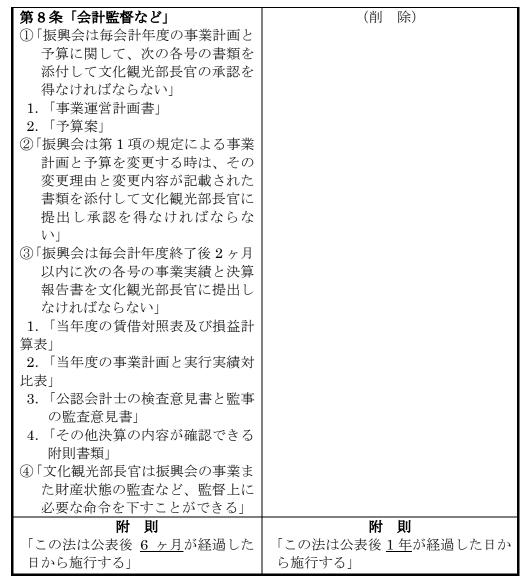
- 1. 「第4条の規定による基本計画及 び細部施行計画樹立のための資 料調査・研究など」
- 2. 「基本計画及び細部施行計画による事業の執行」
- 3. 「その他伝統武芸の振興のために 必要と認められる事業」
- ②「振興会を法人にし、定款の定めに 従って伝統武芸の種目別・地域別 傘下団体が設けられる」
- ③「振興会の会員及び会費徴収に関して必要な事項は定款で定める」
- ④「振興会の会長一人及び常任理事ー 人を含めた 20 人以内の理事と監 事を設ける」
- ⑤「振興会の会長は定款の定めに従っ て選出するが文化観光部長官の承 認を得て就任し、常任理事は会長 の推薦を受け文化観光部長官が任 命する」
- ⑥「会長は振興会を代表し振興会の業 務を総括する」
- ⑦「常任理事は会長を補佐し,会長に 事故ある時にはその職務を代行す る」
- ⑧ 「監事は振興会の業務及び会計を監査し、文化観光部長官が任命する」
- ⑨「振興会は第1項の規定による目的 事業に必要な経費を調達するた め,文化体育観光部長官の承認を 得て収益事業ができる」
- ⑩「振興会に関しては、この法で規定 したこと以外には「民法」中の財 団法人に関する規定を準用する」

第7条「振興会などに対する補助」

「国家及び地方自治団体は振興会及 び傘下団体に対して、予算の範囲内 で必要な経費の全部または一部を補 助することができる」 じなければならない」

②「伝統武芸指導者の種類・等級・資格基準・研修・検定及び資格付与などに関して必要な事項は大統領令で定める」

(削 除)



〈表 6〉原案と修正案の対比表

国会文化観光委員会、『伝統武芸振興法案一部改正法律案審査報告書』、2008年2月

修正された法案はそのまま正式な法律として定められた。内容的には最初の原案と重なるところが多く、元の法案の組み合わせを変えて修正案にしたものであった。ただし、削除したところも多かったため、法案はかなりシンプルな形に変わってしまった。

原案から変更された1つ目が伝統武芸の定義の問題である。原案では伝統武芸を国内で 自生したか海外から輸入されたもので文化的価値があるものと定義したのに対し、修正案 ではさらに、文化財保護法によって重要無形文化財に指定されている武芸種目を含むと定 め、その適応範囲を広くしたのである(第2条)。ただし現在重要無形文化財に指定され ている種目はテッキョン1つである。

2 つ目は、本法案に関する基本計画の樹立や実行する機関を国や地方自治体とする原案から文化体育観光部長官と明確に定めたことである(第3条)。ただし、伝統武芸団体の施策の施行や育成など具体的な支援に関しては原案どおり国や地方自治体が行うようにしている(第4条)。

3 つ目は、武芸振興法を実行する民間団体としてあげられた「韓国伝統武芸振興会」の 設立とその機構に関する条項が削除されたことである(原案 6 条)。これにより武芸振興 会に対する経費の補助(第7条)や会計監査など、韓国伝統武芸振興会に関する条項もす べて削除されることになった。

3. 伝統武芸振興法施行令の制定

伝統武芸振興法は制定から1年間の期間を設け2009年3月29日から施行することになったが、これに先立ち2009年1月22日に伝統武芸振興法の施行令に対する制定案が本法案に関わる担当施行機関である文化体育観光部から出された。そして、同年3月25日に実際の施行令が出された。この施行令は、伝統武芸振興法の各条の実行において必要な事項をさらに具体的に定めたものである。

〈表7〉は伝統武芸振興法とそれによる施行令を整理したものである。

振興法(法律第 9006 号)	施行令(大統領令第 21365 号)
第1条(目的) 「この法は文化的価値がある伝統武芸を振興して、国民の健康増進と文化生活向上及び文化国家建設に寄与することを目的とする」	第1条 (目的) 「この令は『伝統武芸振興法』から委 任された事項と施行に必要な事項の 規定を目的とする」
第2条(定義) 「この法で使用する用語の定義は以下のようである」 1.「『伝統武芸』(文化財保護法に従って重要無形文化財に指定された武芸種目を含む)というのは、国内で自生して体系化したか、外部から輸入されて国内で独創的に定型化・体系化された武的功法、技法、格闘体系として、国家的次元で振興すべき伝統的・文	

- 化的価値があると認められるも のをいう」
- 2. 「『伝統武芸指導者』というのは、 学校、職場、地域社会などで伝統 武芸を教える人をいう」

第3条「伝統武芸振興の基本計画樹立など」

- ①「文化体育観光部長官は伝統武芸の 体系的保存及び振興のため、伝統 武芸に関する総合的基本計画(以 下、基本計画)を樹立・施行しな ければならない」
- ②「第1項の基本計画には次の各号の 事項が含まれる」
- 1. 「伝統武芸振興の基本方向」
- 2. 「伝統武芸振興のための調査・研究などに関する事項」
- 3. 「伝統武芸育成種目の指定及び支援に関する事項」
- 4. 「伝統武芸指導者の教育・養成に 関する事項」
- 5. 「伝統武芸の交流・協力及び大会 開催などに関する事項」
- 6. 「伝統武芸振興に必要な財源の確保及び効率的な運用法案に関する事項」
- 7. 「その他、伝統武芸振興のために 必要な事項として大統領令で定 める事項」

第 4 条「国家及び地方自治団体の責 務」

- ①「国家及び地方自治団体は基本計画 に従って、伝統武芸の振興のため 各種施策を樹立・施行しなければ ならない」
- ②「国家及び地方自治団体は国民の自発的な伝統武芸活動を奨励・保護及び育成し、そのために必要な施設の設置、人材と組織の確保及び予算の支援などの助成をしなければならない」

第5条「伝統武芸団体の育成」

「国家及び地方自治団体は、伝統武芸 振興のため伝統武芸団体を育成・支 援しなければならない」

第2条「伝統武芸振興計画」

- ①「『伝統武芸振興法』(以下、法とする)第3条第2項第7号で『大統領令に定めた事項』というのは、次の各号の事項を示す」
- 1. 「伝統武芸育成種目の指定基準及び 手順に関する事項」
- 2. 「伝統武芸団体の育成・支援方向に 関する事項」
- 3.「その他の伝統武芸の振興に関する事項」
- ②「文化体育観光長官は、法 第3条 に従って基本計画を樹立した時に は、特別市長・広域市長、道知事、 特別自治道知事及び市長・郡首・区 庁長(自治区の区庁長をいう)に通 報しなければならない」

第6条「伝統武芸指導者育成」

- ①「文化体育観光部長官は伝統武芸の 振興のため、伝統武芸指導者の養 成と資質向上のため必要な施策を 講じなければならない」
- ②「伝統武芸指導者の種類・等級・資格基準・研修・検定及び資格付与などに関して必要な事項は大統領令で定める」

第3条「伝統武芸指導者の等級など」

- ①「法 第6条第2項に従って伝統武 芸指導者の等級は1級と2級に区分 する」
- ②「1級伝統武芸指導者は、次の各号のいずれかが該当する者として、文化体育観光部長官が定めた資格検定に合格し研修を履修した者とする。ただし、『文化財保護法』に従って重要無形文化財武芸種目の重要無形文化財保有者として認められた者は伝統武芸指導者 1級資格を取得したこととする」
- 1. 「2級伝統武芸指導者資格の取得後、申請種目の選手経歴や指導経歴が2年以上の者」
- 2.「第1号に規定された者と同じ水準 以上の資格があると文化体育観光 部長官が認めた者」
- ③「2級伝統武芸指導者は次の各号のいずれかに該当する者として文化体育観光部長官が定めた資格検定に合格し、研修を履修した者とする。ただし、『文化財保護法』に従って重要無形文化財武芸種目の重要無形文化財武芸種目の重要無形文化財武芸種目の重要無形文化財専修教育助教として認められた者は伝統武芸指導者2級資格を取得したこととする」
- 1.「次の各目の教育機関で文化体育観光部長官が定めた法定科目を履修した者」
 - ア.「高等教育法第2条による学校」 イ.「生涯教育法第2条第2号の生 涯教育機関」
- 2. 「文化体育観光部長官が定めた伝統 武芸団体の資格証を取得した者」
- 3.「『文化財保護法』による武芸種目 の、重要無形文化財専修教育の履 修証を取得した者」
- 4.「第1号で規定した者と同じ水準以上の資格があると文化体育観光部 長官が認めた者」

第4条「伝統武芸指導者の資格検定を ど」 ①「伝統武芸指導者の資格検定及び研修は
①「伝統武芸指導者の資格検定及び研
liter). I
112
文化体育観光部長官が実施する。プ
だし、文化体育観光部長官が必要で
認めた場合は『高等教育法』第29
に従って学校また体育団体・伝統記
芸団体を指定して資格検定及び
修を実施することができる」
②「第1項に従って資格検定及び研究
を実施する機関長は文化体育観力
部長官の承認を得て、資格検定及び
研修に必要な費用の一部を資格権
定および研修を受ける者に負担る
せることができる」
③「第1項に従う資格検定及び研修る
資格証の発給などに必要な事項は
文化体育観光部長官に定めて公元
する」
附則 (2008. 3. 28) 附則 (2009. 3. 25)
「この法は公表後1年が経過した日 「この令は2009年3月29日から施行
から施行する」 する」

〈表 7〉伝統武芸振興法の施行令

施行令は特に伝統武芸指導者に重点を置いている(第3条)。まず指導者の資質によって1級と2級に区分することを明記した¹⁰。そして、それぞれの選定基準として「文化体育観光部長官」が定めた資格検定の合格と研修を履修することが設けられた。1級と2級には差があり、1級は2級を取得後2年以上の選手経歴と指導経歴があるものと定めた。

ただし、重要無形文化財としての武芸については別に資格検定することなく、重要無形文化財保有者は1級、重要無形文化財専修教育助教については2級の伝統武芸指導者資格が取得できるようにした。

第2節 伝統武芸の概念化

-

^{10 2009} 年 1 月の制定案では、指導者の資格基準として 18 才という年齢の制限を設けたが、施行令では高等教育法による学校での科目を履修したもの、すなわち高等学校以上に変更した。

韓国では長らく武芸を表示するのに武術、武芸、武道、格技などの語が不統一に使用されていたが、今回の武芸振興法によって武芸の語が韓国ではふさわしいと改めて定められた。また武芸振興法の対象となる「伝統武芸(文化財保護法で重要無形文化財に指定されている種目を含む)というのは、国内で自生して体系化したか、外部から輸入されて国内で独創的に定型化・体系化された武的功法・技法・格闘体系として、国家的次元で振興すべき伝統的・文化的価値があると認められるものをいう」(法律第9006号,第2条)と概念規定されたのである。

ところで、2003年に公刊された『韓国の武芸団体現況』は伝統武芸を「我が民族に基盤を置いて長年の間続いて来た武芸の中でその価値を認められたもの¹¹」と定義している。

これに対して『伝統武芸振興法案検討報告書』は「我が民族に基盤を置いたということが何を意味するのか、長年の間と言うのはどれくらいを意味するのか、そして誰から認められた価値を意味するのかなどの問題は依然として解決されなければならない問題として残っている¹²」として『韓国の武芸団体現況』の概念の曖昧さを指摘し、伝統武芸に対して「私たちの特殊な文化風土と地理的与件、民族性などを土台に、攻防の意味を含んだ動作を主要鍛錬内容とする套路・攻法・格闘の修練形式を取り揃えて身体内外をともに鍛えるもの¹³」と提言した。

上記の検討報告書の定義によれば、発生地が国内であれ外来であれ、韓国内で体系化され、 套路・攻法・格闘の修練形式を備えてさえすれば伝統武芸として認められ、武芸振興 法の適用対象になることになる。

また、この武芸振興法の主旨である伝統については「『伝統』ということは『持続性』と 『特異性』だけでなく『可変性』と『現在性』を一緒に持っていなければならない¹⁴」と 説明した上で、「伝統武芸を解釈するにおいて偏狭なナショナリズム的民族主義的解釈は 警戒する必要がある¹⁵」として、伝統武芸の概念を拡大したのであった。

13 国会文化観光委員会、同書、pp6~7

-

¹¹ 国立民俗博物館、「韓国の武芸団体現況」、国立民族博物館、2003、p.30

¹² 国会文化観光委員会、前掲書、p.6

¹⁴ 国会文化観光委員会、同書、p.23

¹⁵ 国会文化観光委員会、同書、p.23

伝統武芸という概念がこのように定められたことは、韓国の武芸にとっては大きな意味を持つ。今後、韓国の武芸界は政府が定めた基準に沿う形に在り方を変容させてゆくことが考えられるからである。

第3節 伝統武芸振興法の施行後の韓国武芸界の動き

2009 年 3 月伝統武芸振興法施行に伴って、一部では施行後に向けた動きが始まっている。

例えば「海東剣道」である。これは新興でありながら短期間で組織を拡大した成功団体として知られており、そしてその組織である「世界海東剣道連盟」からは多くの人材が輩出され、海東剣道系の諸団体が数多く作られた。そうした独立諸団体のいくつかが海東連盟に戻る現象が見られたのである。

その 1 つが「全国海東剣道協会」であった。MOOKAS(武芸専門ウェブサイト)の記事 (2008 年 9 月 9 日) によれば全国海東剣道協会は 2002 年 1 月に当時 20 の道場をもって海東連盟を離脱した団体であったが、2008 年 9 月に復帰を決定した。復帰理由としてあげられたのが、武芸振興法の施行にともなう法的・経済的な支援を得るためであり、また振興法によって武芸団体に対する規制が強まるとの思いから、力のある団体と行動を共にして、自身の位置を安定させる狙いからであった。

また、世界海東剣道連盟とライバル関係にあった「韓国海東剣道協会」の指導者らが集合して「海東剣道総連合会」を結成し、世界海東剣道連盟への転向を決めたのである(2008年7月12日)。

その理由としてあげられたのが、武芸振興法制定後も分立している状況では多くの指導者が政府から支援を受けられなくなり、道場経営も厳しい状態に置かれるであろうという 懸念であったが、これもやはり政府の支援をとりつけるための行動であると考えられる。

さらに、その他の武芸団体による対応も見られる。例えば"伝承復元武芸"や"創始武芸"と武芸振興法の主旨を意識した名前を揚げた武芸団体が結成されたことが挙げられる。また、それまで個別に活動していた諸団体、「伝承復元武芸連合会」、「創始武芸連合会」、「テコンドー連合会」、「ハップキド連合会」、「剣道連合会」、「特攻武術連合会」、「警護武術連合会」は、武芸振興法に対応するため「韓国伝統武芸総連合会」を設立し、2009年4

月に法人許可をうけている。

まとめ

2008 年 3 月、韓国では韓国武芸を支援する目的で「伝統武芸振興法」という法律が制定された。これは韓国の伝統ある武芸を支援する目的として提出された初めての法律であり、そのための基本計画の樹立や伝統武芸団体の支援、指導者の養成などを定めたものであった。

この伝統武芸振興法は韓国の武芸に大きな影響をもたらした。

まず、これまで体育やスポーツの範疇で扱われていた韓国の武芸に対して、伝統的なものという新しい認識がもたらされた。そして、それまで武術、武芸、武道、格技などの語が共通理解もないままに、いわば恣意的に使用されていたが、伝統武芸振興法の中で政府が概念整理を行ったことで、秩序と正当性が与えられることになったのである。

さらに伝統武芸振興法は、グローバルに展開する国際スポーツが盛行する中にあって、 韓国武芸を韓国の文化・思想を体現する民族スポーツに変容させるきっかけを提供するも のと認めてもよいであろう。